

【学校教育部長 答弁】

3) 学校の職員の駐車場料金についてお答えします。

本市では、近隣他市と同様教職員が出張の際、自家用自動車を公務として利用している例はあります。教職員は、校長から自家用自動車の公務使用の承認を受け、校長が交通事故防止等運転上の安全配慮を指示した上で出張の命令をし、教職員は自家用車を利用して出張をします。ただし、職員の自家用自動車の公務使用の前提として、学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱では、庁用自動車や公共交通機関が利用できる場合はこれらの交通手段を利用することが基本であるので、自家用自動車の公務使用に当たっては安易に使用を認めることのないよう留意するとされています。また、公務使用に関する取扱要綱第2条では、職員の自家用自動車の公務使用について校長は職員の公務による旅行で用務先が複数の地域にわたる場合、交通不便な地域である場合、緊急に業務を処理する必要がある場合、その他校長がやむを得ないと認める場合のいずれかに該当する場合で、自動車、または原動機付自転車で市の所有するものの使用が困難であるときは、職員からの申出に基づき登録を受けた職員の自家用自動車の公務使用を承認することができるとされています。

なお、その他校長がやむを得ないと認める場合とは、公務使用承認基準である運搬する物品等が多く、公用車等では載せ切れない場合、早朝、深夜の業務の場合とされています。さらに、自動車、または原動機付自転車の市の所有するものの使用が困難であるときは、公務使用承認基準である身体の障害等により公用車等では運転できない場合及び一般の交通機関の運行状況や用務内容等を勘案し、公務の遂行の上で効率的、合理的な場合とされています。そのため教職員が自家用自動車の公務使用を申し出た場合、校長は公務使用承認基準に合致していること及び当該職員が通常使用している自動車であることと対人補償1億円以上及び対物補償500万円以上の任意保険に加入しているなどの一定要件を満たしていることを確認した上で教職員の自家用自動車の公務使用を承認しています。

出張旅費の額の計算については、教職員が公務使用の登録を受けた自家用自動車出張し、旅行距離が2キロメートル以上の場合には旅費として、1キロメートルにつき30円と旅行雑費として1日につき300円が支払われています。

駐車場料金については、市内のおおたかの森小中学校で外部の駐車場を借り、教職員1人当たり1年間に約10万円を負担しており、市内及び近隣他市でも例のない金額となっています。同様に市内小中学校のうち、おおたかの森小中学校を含む合計8校でも外部に駐車場を借り、教職員が1人当たり1年間に2万円から約6万円を負担しています。市内の教職員が負担している駐車場料金の合計額は、月額約110万円で、年間約1,320万円になります。それ以外の18校においては、児童生徒の安全に留意した上で学校施設内に教職員の自家用車を駐車しています。

以上のことから、教職員の駐車場料金について、考え方によっては不公平性が生じていることは認識しています。しかし、これらの課題への対応には多くの合意形成が必要となり、早急な対応は困難ではありますが、市教育委員会としましては全ての教職員及び市民の皆様に御理解いただける適切な対応を検討してまいります。

【教育総務部 答弁】

再質問にお答えします。

現時点におきまして既存校と同様、敷地内に教職員の駐車場の整備をする予定はありません。両校とも開校後に各学校が駐車場業者と契約を結び、教職員の駐車場として利用していただく予定でございます。市教育委員会といたしましては、近隣の民間駐車場について学校と情報を共有してまいります。